

社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会  
役員等に対する報酬及び費用弁償等支給規程

平成14年 9月11日  
芽社協規程 第 2 号

(目 的)

第1条 この規程は、芽室町社会福祉協議会の役員、評議員及び会長が委嘱した委員会等の委員（以下「委員」という。）に対する報酬・費用弁償又は旅費の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員のうち、会長に対し報酬を支給する。

2 会長に支給する報酬の額は、月額50,000円とする。

3 報酬の支給方法及び支給期日については、社会福祉法人芽室町社会福祉協議会職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(費用弁償及旅費の種類)

第3条 費用弁償及び旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とする。

2 費用弁償及び旅費は、会長が召集した会議および行事等のほか会長が必要と認めた他の機関・団体の会議及び行事等に出席した役員、評議員及び委員に対し支給する。

ただし、会長に対する町内及び丙地方の日当については支給しない。

3 費用弁償及び旅費の額は、職員旅費支給規程（平成12年12月21日芽社協規程第6号）に規定する額とする。

ただし、日当は次の表に定める額とする。

(1) 役員、評議員

町 内	丙地方(帯広市を含む)	乙 地 方	甲 地 方
2,000円	2,000円	2,200円	2,600円

(2) 委員

町 内	丙地方(帯広市を含む)	乙 地 方	甲 地 方
2,000円	2,000円	2,200円	2,600円

4 費用弁償及び旅費の支給方法は、この規程に定めるもののほか職員の旅費支給方法による。

(参会認定)

第4条 役員、評議員及び委員の参会等の有無は、会長または当該委員会の長の認定するところによる。

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成14年9月9日より施行する。

(既存規程の廃止)

2 芽室町社会福祉協議会役員、委員に対する費用弁償等支給規程（平成9年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。（第2条・第3条改正）

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（第2条・第3条改正）

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。（第3条改正）